

IX. 学 則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 頌栄短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法にのっとり、学校教育法の定める短期大学として、キリスト教精神を土台とし、広く学術を研究教授するとともに高度な専門性を有する人間性豊かな保育者を養成し、かつ社会の発展に貢献できる社会人を育成することを目的とする。

- 2 保育科の教育研究上の目的は、保育者に必要な価値観、知識、技術を身に付け、変化する社会情勢に対応できる豊かな人間理解の態度と能力を兼ね備えた人材の育成をめざすものとする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、第1条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

- 2 前項に関する規定は別に定める。

(学科及び学生定員)

第3条 本学に設置する学科、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学科	定員	入学定員	収容定員
保育科		150名	300名

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

第2章 入学、退学、休学、転入学及び除籍

(入学の時期)

第5条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第6条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) その他、相当の年齢に達し、高等学校卒業と同等以上の学力があると本学において認められた者

(入学の出願)

第7条 本学に入学を志願する者は、指定の期日までに本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考)

第8条 入学者の選考は、別に定めるところによって行い、可否は教授会において判定する。

(入学手続及び入学許可)

第9条 前条による合格者は、指定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対して入学を許可する。
- 3 正当な理由なしに入学手続を期日までに完了しないときは、入学許可を取り消すことがある。

(保証人)

第10条 入学を許可された者は、保証人を置くものとする。

- 2 保証人は父母とし、学生の在学中に関する一切の事項について保証しなければならない。ただし、父母が保証人となることのできない場合は、親族又は縁故者とする。
- 3 保証人が死亡又はその他の理由によって資格を失ったときには、新たに保証人を定めて届け出なければならない。

(退 学)

第11条 疾病その他の理由により退学しようとする者は、所定の退学願いを学長に提出して許可を得なければならない。

- 2 退学の日付は、学費を既に納めている者については、退学が認められた日とし、学費を未納の者については、学費が納められている学年又は学期の末日とする。
- 3 退学に関するその他の事項は、別に定める。

(休 学)

第12条 疾病その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、所定の休学願いを学長に提出して許可を得なければならない。

- 2 休学の期間は、1年を超えることができない。
- 3 許可された休学期間の経過後も休学しようとする者は、原則としてその休学期間満了前にあらためて休学願を提出しなければならない。
- 4 休学し得る期間は、通算して2年を超えることができない。
- 5 休学期間は、在学年数に算入しない。
- 6 休学に関するその他の事項は、別に定める。

(復 学)

第13条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、所定の復学願を学長に提出し、許可を得なければならない。

- 2 復学の時期は、前期又は後期の各開始日とする。
- 3 復学に関するその他の事項は、別に定める。

(再 入 学)

第14条 再入学を志願する者がある時は、欠員がある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱いならびに在学すべき年数については、審査の上これを定める。
- 3 再入学に関するその他の事項は、別に定める。

(他校への転入学)

第15条 本学から他校への転入学を希望する者は、学長に願い出てその許可を得なければならない。

- 2 転入学に関するその他の事項は、別に定める。

(除 籍)

第16条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴き、学長が除籍する。

- (1) 学費の納入を怠り、催促した後もなお納付しない者
 - (2) 第4条に定める在学年限を越えた者
 - (3) 第12条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
 - (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者
- 2 除籍に関するその他の事項は、別に定める。

(復 籍)

第17条 前条第1項第1号により除籍となった者が復籍を希望する場合は、学長の許可を得て復籍することができる。

- 2 復籍に関して必要な事項は、別に定める。

第3章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成)

第18条 教育課程は、別表第1の通り、授業科目を基礎教養科目及び専門教育科目に区分し、これを各年次に配当して編成するものとする。

- 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 前項の授業は、平成13年文部科学省告示第51号の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。(以下「遠隔授業」という。)
- 4 教育課程に関し、履修方法については、別に定める。

(単 位 数)

第19条 本学における授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第20条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前項各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、修了研究については、学修の成果を評価して単位を授与することが必要と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(授業期間)

第21条 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

(履修登録)

第22条 学生は履修しようとする授業科目を所定の期日までに届け出なければならない。

- 2 履修に関して必要な事項は、別に定める。

(単位の授与)

第23条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 履修に関して必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学等における履修等)

第24条 本学は、他の大学又は短期大学等の授業科目の履修を希望する学生があるときは、教授会において教育上有益であると認めた場合に、これを許可することができる。

- 2 他の大学又は短期大学等で修得した授業科目の単位数は、30単位を超えない範囲で本学で修得したものとみなすことができる。

(遠隔授業による修得単位)

第24条の2 第18条第3項の授業方法により修得した単位は、30単位を超えない範囲で卒業に必要な単位の中を含めることができる。

第4章 学修の評価及び卒業等

(学修の評価)

第25条 学修の評価は試験による。試験は学年又は学期の終りにおいて、その履修した授業科目について行う。ただし、教科担当教員は必要に応じて臨時試験を実施することができる。

2 試験(学修の評価)については別に定める。

(卒業の要件)

第26条 本学を卒業するためには、別表第1に定める授業科目の中から、基礎教養科目13単位以上、専門教育科目49単位以上、合計62単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第27条 本学に2年以上在学し、前条に規定する単位を修得した者については、教授会の意見を聴き、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第28条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、短期大学士(保育学)の学位を授与する。

(免許等の取得)

第29条 本学において取得することが出来る免許状及び資格の種類は、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格とする。

2 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、第26条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。幼稚園教諭二種免許状を取得するための実習に関する事項は別に定める。

3 保育士資格を取得しようとする者は、第26条に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。保育士資格を取得するための実習に関する事項は別に定める。

別表第1

授 業 科 目		単位数		備考
		必修	選択	
基礎教養科目	キリスト教学	2		13単位 以上
	頌栄学	1		
	子どもと人権	2		
	社会学		2	
	日本国憲法		2	
	心理学		2	
	生物学		2	
	保育と情報		2	
	英語 I	2		
	英語 II		2	
	体育 (講義)	1		
体育 (実技)	1			
専門教育科目	教育原論	2		49単位 以上
	教育社会学		2	
	保育原論	2		
	教職・保育職概論		2	
	子ども理解と相談援助		2	
	保育方法論		2	
	子ども家庭福祉	2		
	社会福祉概論	2		
	子ども家庭支援論		2	
	社会的養護 I		2	
	社会的養護 II		1	
	保育の心理学	2		
	子ども家庭支援の心理学		2	
	教育心理学		2	
	子どもの健康と安全		1	
	子どもの保健	2		
	子どもの食と栄養 a	1		
	子どもの食と栄養 b	1		
	特別支援教育・保育概論	2		
	乳児保育 I	2		
	乳児保育 II	1		
	子育て支援		1	
	音楽 I	1		
	音楽 II	1		
	芸術表現		1	
	現代保育・教育問題演習	1		
	教育課程の意義と編成	2		
	保育内容総論	1		
	子どもと健康 (領域)		2	
	子どもと人間関係 (領域)		2	
	子どもと環境 (領域)		2	
	子どもと言葉 (領域)		2	
	子どもと表現 (領域)		2	
	健康の指導法		2	
	人間関係の指導法		2	
	環境の指導法		2	
	言葉の指導法		2	
	表現の指導法 A		2	
	表現の指導法 B		2	
	保育指導法		2	
	キリスト教保育	2		
	キャリアへのアプローチ I	1		
	キャリアへのアプローチ II	1		
	教職・保育実践演習 (幼)		2	
基礎演習	2			
教育・保育基礎実習		1		
教育・保育基礎実習事前事後指導		1		
教育実習		4		
教育実習事前事後指導		1		
保育実習 I a (保育所)		2		
保育実習 I b (施設)		2		
保育実習 I a (保育所)事前事後指導		1		
保育実習 I b (施設)事前事後指導		1		
保育実習 II		2		
保育実習 II事前事後指導		1		
施設実践演習		2		
施設実践演習事前事後指導		1		

別表第2

項 目	金 額	備 考
入学検定料	30,000円	
入 学 金	350,000円	入学時のみ
授 業 料	780,000円	年 額
実験実習費	30,000円	年 額
教育充実費	240,000円	年 額

※学外実習費は別に徴収する。

別表第3

授 業 科 目	単位数		備考
	必修	選択	
キリスト教保育特論	2		62単位 以上
子どもの権利と社会		2	
保育学研究		2	
保育心理学		2	
社会福祉研究		2	
子ども家庭福祉論		2	
自然研究		2	
教育哲学特論		2	
保育施設運営論		2	
現代保育・教育問題特論		2	
子どもとアート		2	
ICT教育演習		2	
幼児と言葉		2	
幼児と環境		2	
幼児と健康		2	
幼児と表現		2	
幼児と人間関係		2	
幼児の身体表現		2	
幼児の造形表現		2	
子どもと絵本の愉しみ		2	
子どもの生活と環境		2	
幼児教育課程特論		2	
特別支援教育・保育総論		2	
子育て支援論		2	
教育相談		2	
保育指導法演習		2	
保育実践学習 I		2	
保育実践学習 II		2	
保育実践学習 III		2	
保育研究演習	4		
修了研究	6		

別表第4

項 目	金 額	備 考
入学検定料	20,000円	
入 学 金	100,000円	入学時のみ
授 業 料	560,000円	年 額
実験実習費	20,000円	年 額
教育充実費	200,000円	年 額

【注】ただし、本学卒業生(卒業見込みの者を含む)は、入学検定料を半額免除し、入学金及び教育充実費のうち50,000円免除とする。
履修科目によっては、実習費等を別に徴収する。